

## 本山町営農継続総合対策事業費補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、農業を取り巻く環境がより厳しさを増し、農業従事者の高齢化や担い手不足と相まって、生産現場において農業の廃業、縮小による更なる耕作放棄地の増加が懸念される中、環境保全対策や農作業の労力軽減支援及び農業用機械等の維持に係る経費等に対する支援を行い、農業経営体及び中心経営体の営農意欲の維持・向上や、美しい棚田を守り次世代に引き継いでいける産地づくりを目的として、本山町補助金交付規則（昭和54年本山町規則第2号。以下「規則」という。）第22条の規定に基づき、予算の範囲内において本山町営農継続総合対策事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (補助対象者及び補助対象経費等)

第2条 補助対象者、補助対象経費及び補助金の額は、別表1に定めるところによる。ただし、他の国及び県等の補助対象となっているものについては本事業の補助対象としない。また、町税等、町に対する債務額に滞納を生じている場合には支給しない。

### (定義)

第3条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、次に定めるところによる。

(1) 中心経営体とは、本山町内に住所を有するもので、次のいずれかに該当する事業者

① 認定農業者 ② 認定新規就農者 ③ 集落営農団体 ④ その他中心経営体と認める団体

(2) 農業経営体とは、本山町内に住所を有するもので、次のいずれかに該当する事業者

① 経営耕地面積が30アール以上の農業

② 農作物の作付面積又は栽培面積、家畜の飼養頭数、その他の事業の規模が次の農業経営体の外形基準以上の農業。ただし、特用林産物（原木椎茸、しきみ、さかき等）における経営も農業生産物とし総販売額に含むものとする。

(ア) 露地野菜作付面積15アール (イ) 施設野菜栽培面積350平方メートル (ウ) 果樹栽培面積10アール (エ) 露地花き栽培面積10アール (オ) 施設花き栽培面積250平方メートル

(カ) 搾乳牛飼養頭数1頭 (キ) 肥育及び繁殖牛飼養頭数1頭 (ク) 1年間における農業生産物の総販売額が50万円以上の事業規模

③ 農作業の受託事業を行うもの

### (計画承認)

第4条 別表2において計画承認申請が必要な事業については、募集期間内に事業計画承認申請書（第1号様式）に必要書類を添付し、町長に提出しなければならない。

2 町長は、事業計画承認申請を受理した場合は、審査会を開催しなければならない。

3 審査会は、内容及び関係書類を採点表に基づき副町長を含む3名以上で審査するものとし、採択順位を決定して予算の範囲内で事業計画内定通知書（第2号様式）及び事業不採択通知書（第3号様式）により申請者に通知する。

(補助対象経費等)

- 第5条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、事業年度中に農業経営体が農業を営むために支出した経費とし、消費税及び地方消費税は、補助対象経費に算入しないものとする。
- 2 補助金額は、千円未満の端数があるとき、又はその全額が千円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

(交付申請)

- 第6条 農業用機械導入支援の補助金の交付申請をしようとする者は、本山町営農継続総合対策事業費補助金交付申請書（第4号様式）に別表2に掲げる必要書類を添え町長に申請しなければならない。
- 2 機械修繕支援及び花卉園芸継続支援の補助金の交付を受けようとする者は、本山町営農継続総合対策事業費補助金交付申請書兼請求書（第12号様式）に別表2に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(補助金の決定及び確定)

- 第7条 町長は、第6条1項の申請書を受理した場合は、その内容及び関係書類を審査し補助金を交付することが適当であると認め、補助金の額を決定及び確定したときは、補助金交付決定通知書（第5号様式。以下「決定通知書」という。）により、申請者に通知する。
- 2 町長は、第6条2項の申請書兼請求書を受理した場合は、その内容及び関係書類を審査し補助金を交付することが適当であると認め、補助金の額を決定及び確定したときは、補助金交付決定及び交付確定通知書（第13号様式。以下「決定及び確定通知書」という。）により、申請者に通知するとともに、補助金を支払うものとする。この場合において、口座振込の方法により補助金を支払ったときは、入金をもって交付決定及び交付確定通知書による通知に代えることができる。

(補助の条件)

- 第8条 補助金交付の目的を達成するため、補助事業者が次に掲げる事項を遵守しなければならない。
- (1) 補助金に係る規則、要綱等に従うこと。
  - (2) 補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに当該収入及び支出についての証拠書類を補助事業終了の翌年度から起算して5年間整理保管すること。
  - (3) 補助事業により取得した財産は、善良な管理者の注意を持って適正に管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならない。
  - (4) 補助事業により取得した財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数に相当する期間内において、補助金交付の目的に反して使用、譲渡、交換、廃棄、貸付又は担保にする場合は、事前に町長に承認を得なければならない。
  - (5) 前号の規定により町長の承認を得て財産を処分したことにより収入のあった場合は、当該収入の全部又は一部を町に納付しなければならない。
  - (6) 機器の運用については法律等で定められた基準を順守すること。
  - (7) 機器の保険等への加入に努めること。
  - (8) 補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に関する消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税および地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて

得た金額をいう。以下同じ。)を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税仕入控除が明らかでないものについてはこの限りでない。

(9) 補助事業者が事業を行うために締結する契約については、町が行う契約手続きの取り扱いに準じて適切に行なわなければならない。

(10) 補助事業の実施に当たっては、別表3に掲げるいずれかに該当すると認められる者を事業主体としないこと、契約の相手方としないこと等の暴力団等の排除に係る町の取扱いに準じて行わなければならない。

(11) 補助事業者は、間接補助金の交付に際しては、事業主体に対して前各号に掲げる条件を付さなければならない。

2 補助事業者が、この補助金を他の用途に使用し、その他補助事業に関して補助金の交付決定の内容又はこれに付された条件、要綱等又はこれに基づく町の処分に違反したときには、当該補助金の交付決定の全部又は一部を補助金の額の確定のあった後においても取り消すことがある。

#### (補助事業の変更等)

第9条 補助事業者は、補助金の交付決定を受けた補助事業について、変更承認を受けようとするときは、第6号様式による補助金計画変更承認申請書を町長に提出するものとする。

2 変更承認を必要とする事項は、次の各号に該当する場合とする。

- (1) 事業主体の変更
- (2) 実施事業の廃止
- (3) 事業施行箇所の変更
- (4) 事業ごとの補助金額の増額及び20%を超える減額
- (5) 事業内容の重要な部分に関する変更

#### (補助金の変更交付決定)

第10条 町長は、補助金計画変更承認申請書を受理した場合は、その内容及び関係書類を審査し補助金を変更交付することが適当であると認めたときは、補助金変更交付決定通知書(第7号様式。以下「変更決定通知書」という。)により、申請者に通知する。

#### (実績報告)

第11条 実績報告書の様式は、第8号様式のとおりとし、補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに町長に提出しなければならない。

2 補助事業者は、第8条第1項第8号ただし書きにより交付申請した場合は、前項の実績報告書の提出に当って、当該補助金にかかる消費税仕入控除税額等が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 補助事業者は、第8条第1項第8号ただし書きにより交付申請した場合は、第1項の実績報告書を提出した後に、消費税の申告により当該補助金にかかる消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額を速やかに事業費補助金に係る消費税仕入控除税額等報告書(第9号様式)により町長に報告するとともに、当該金額を町に返還しなければならない。

#### (補助金の額の確定)

第12条 町長は、前条第1項の規定による報告を受けた場合は、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査により、当該事業に係る補助事業の成果が適合すると認めた場合は、補助金確定

通知書（第10号様式）により補助金確定通知を行う。ただし、機械修繕支援及び花卉園芸継続支援の補助金については第7条2項の規定により入金をもって交付決定及び交付確定通知書による通知に代えることができる。

（補助金の支払）

第13条 町長は前条のとおり補助金の額を確定した後、補助金を支払うものとする。

（補助金の交付請求）

第14条 補助金交付請求書は、補助金請求書（第11号様式）及び補助金交付申請書兼請求書（第12号様式）によるものとする。

（グリーン購入）

第15条 補助事業の実施において物品等を調達する場合は、高知県の定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

（情報の開示）

第16条 補助事業又は補助事業者に関して、本山町情報公開条例（平成14年本山町条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第7条の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

（雑則）

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別途町長が定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表1 (第2条関係)

項目	補助対象者	補助対象経費	補助金の額
農業用機械導入支援	本山町内に住所を有する中心経営体	農業の生産コスト低減や省力化、生産性向上等を図るための技術導入、ICT等の先端技術を活用した機械整備・システム導入経費等	補助対象経費 1/2 以内 (千円未満切捨て) 上限額 500 千円
機械修繕支援	本山町内に住所を有する農業経営体	自己所有する農業用機械とし、翌年度以降も自らの農業経営に活用するもの	補助対象経費 1/2 以内 (千円未満切捨て) 上限額 25 千円
花卉園芸継続支援	本山町内に住所を有する農業経営体	<p>1 当該年度において収穫を行う園芸用種苗の購入経費</p> <p>2 農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）に基づき、農林水産大臣の登録を受けた天敵製剤、防が灯その他の化学合成農薬の使用低減に必要と認められる経費 ただし、天敵製剤を複数回導入する場合でも補助の上限は当該製剤の 1 回使用量の最大量とするが、防除の対象となる害虫に対して異なる種の天敵を導入する場合は複数の天敵製剤を導入できる UV カットフィルム、粘着資材、循環扇は補助対象としない 対象農産物（ピーマン、シシトウ類、ナス類、マメ類）</p> <p>3 花粉交配用ミツバチ等の導入に必要な経費</p>	補助対象経費 1/5 以内 (千円未満切捨て) 上限額 100 千円

注) 1 補助金額は、事業ごとの補助対象経費に「補助率等」欄に定める率又は単価を適用した後、1,000 円未満を切り捨てた額とする。

2 消費税及び地方消費税は、補助対象経費に算入しないものとする。

3 他事業との併用はできない。

4 本事業は、経営体が自らの農業経営に使用する経費とする。

5 農業用機械導入支援において汎用性が高く主に農業以外で使用する機械は対象としない。

6 本事業により導入した機械への付属品については補助の対象としない。

ただし、農業用として異なる作業を実施することが可能となる機能の付属品については補助の対象とする。

7 交付申請は項目毎に 1 申請者につき年度中 1 回までとする。

別表2（第2条関係）

項目	交付申請時期及び必要書類	実績報告及び必要書類	備考
農業用機械導入 支援	<p><b>【計画承認前】</b></p> <p>①計画承認申請書（第1号様式） ②事業計画書（第1号様式の2） ③機械のカタログ及び見積書</p> <p><b>【計画承認後】</b></p> <p>①補助金交付申請書（第4号様式） ②農業者の組織する団体の場合、その団体の構成員名簿 ③購入機械のカタログ及び見積書 ④町税完納証明書 ⑤その他町長が必要と認める書類</p>	<p>①実績報告書（第8号様式） ②購入した機械の写真 ③機械の管理規程（団体の場合のみ） ④購入機械の請求書及び支払ったことがわかる書類（領収書、通帳等のコピー） ⑤その他町長が必要と認める書類</p>	
機械修繕支援	<p><b>【対象機械の修理後】</b></p> <p>①補助金交付申請書兼請求書（第12号様式）②農業経営体申告書（第12号様式その2）③補助金対象経費計算書（第12号様式その3）④修理内容がわかる写真及び修理費の請求書及び支払ったことがわかる書類（領収書）及び自己所有確約書⑤町税完納証明書⑥その他町長が必要と認める書類</p>	提出書類なし	
花卉園芸継続支援	<p><b>【事業完了後】</b></p> <p>①補助金交付申請書兼請求書（第12号様式）②農業経営体申告書（第12号様式その2）③補助金対象経費計算書（第12号様式その3）④請求書及び支払ったことがわかる書類（領収書） ⑤町税完納証明書⑥その他町長が必要と認める書類</p>	提出書類なし	

別表3（第8条関係）

- 1 暴力団（本山町暴力団排除条例（平成23年本山町条例第3号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同様の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。